

申請書等への押印・署名の見直しについて

本市にご提出いただく申請書等について、押印・署名の見直しを行い、準備が整ったものから3月1日以降順次、押印・署名を廃止しています。

そのうち、自治会町内会に関係する主な手続きの取扱いをまとめましたのでお知らせいたします。

1 各制度の見直し状況について

原則、申請書等への押印・署名は廃止となりますが、補助金の請求書や承諾・委任など、以下の様式においては引き続き押印・署名が必要となります。

制度・手続きの名称	押印・署名が必要な様式
① 地域活動推進費補助金	請求書、口座振替依頼書
② 地域防犯灯維持管理費補助金	
③ 町の防災組織活動費補助金	
④ 自治会町内会館整備費補助・公園集会所整備費補助	補助申請書（補助申請にあたっての確認事項欄）、請求書、貸与承認申請書（貸与契約欄）
⑤ LED防犯灯新設（電柱、鋼管ポール）、寄付の協議	防犯灯設置承諾書
⑥ 地域防犯カメラ設置補助金	土地等使用承諾書、請求書
⑦ 地縁団体認可 （自治会町内会の法人化）	代表者承諾書、印鑑登録申請書*、印鑑登録廃止申請書*、印鑑亡失届出書*、代理人による印鑑登録・廃止・亡失・証明書交付手続きに係る委任の旨を証する書類* *…代表者個人が登録している登録印の押印が必要

2 注意事項

- お手持ちの申請書等の様式に「印」の記載がある場合でも、既に押印や署名が廃止されている手続きについては、申請書をそのままご利用いただけます。
- 各制度の申請におけるご相談につきましては、窓口である各区役所の所管課へご連絡をお願いいたします。

押印・署名についての 問い合わせ先	①④⑦について… 市民局 地域活動推進課 045-671-2317 ②⑤⑥について… 市民局 地域防犯支援課 045-671-3705 ③について… 総務局 地域防災課 045-671-3456
----------------------	---